質問=森林政策課に人員を増やさないか 経営管理法施行に向け =状況をみながら検討



町が山主から預かり整備を 平成31年4月1日から施行 入れで元気モリモリ事業」 律のようだ。町では「山の手 進めることが可能になる法 え、荒れて未整備の森林を の不在により手入れが途絶 工林が林業の不況や管理者 される。スギやヒノキの人 経営管理法」が可決され、 平成30年5月25日「森林

> 新聞に町は森林経営管理法 安があるのか。 していたが、どのような不 と、アンケート調査で回答 の施行に対し「やや不安」 用するのか。 平成30年11月11日の高知

野村森林政策課長

与税 ては、 保と育成など。 に進めていく。森林環境譲 なく、一定の区域を手始め 対象にすることは現実的で 進むことが、 ることで森林の整備が一定 て、森林の管理を引き受け つ適当と認める場合におい 場合であって、町が必要か や管理を行うことが難しい 森林所有者の方が自ら経営 この法が施行されると、 しかし、一気に町全体を 放置竹林対策を含む里 (仮称) の使途につい 間伐や森林作業道整 林業の担い手の確 期待される。

務に加え、新たに、大変重 不安要因はこれまでの業

のことだが、どのように活

町に配分されてくると

林環境讓与税(仮称)

が毎

わっていくのか。また、森 の法によりどのように変 業」を活用しているが、こ や「吉野川水源の森整備事

> げる森林を目指すことは可 を開設し将来的に収益を上 き受けた場合、作業道など ようだ。町が森林整備を引 ①様々な事業が可能になる 市川議員

される。 業が増えてくることが予想 かに今まで以上に大変な作 ②不安要因については、

確

担当者である副町長の考え が必要と思われるが、 森林政策課に人員の増員 人事

野村森林政策課長

は可能である。 ような森林に誘導すること 間事業者に再委託ができる を開設し、結果として、 にあたり、 ①搬出間伐などを実施する 森林作業道など

久松副町

をする。 ②町全体の職員数、 容を精査し、 策課に新たに加わる業務内 速やかに配置 森林政

人員体制の確保が必要であ い業務が加わることから、

観光協会 答弁=他の場所で検討質問=コパに戻さないか どこへ

市川議員

り、4月以降取り壊しが決 32年3月までとなってお ている。そこは契約上、平成 館なないろ」で業務を行っ 関連し、現在は役場前「交流 リーコパで業務を始め、 年4月に設立され、ギャラ まっていると聞く。 中心市街地活性化事業に いの町観光協会は平成 町 18

早い対応が望まれていた。 いての一般質問もあり、 平成30年6月議会におい 他の議員より移転につ 素

けている。この計画は予定 観点から補助事業を探して にしても、あと1年3か月 にしても空き家に移転する 業はあったのか。 通り実施するのか。 望しているが「財源確保の できるよう、建て替えを希 いるところ」との説明を受 町はJR伊野駅舎に併設 建て替え 補助事

今議会に提案されていない 概略設計のための予算が 心配しての質問だ。

森田産業経済課長

についても現在はまだ検討 と協議を行っている。 も、四国旅客鉄道株式会社 設費の負担割合等について 活用するか」様々なパター するか、又は、空き店舗を 光協会のみを駅周辺に建設 中である。併設せずに 伊野駅との併設に向け、 ンを想定している。 移転先については、 財源 J R 「観 建

市川議員

てはどうか。 ら、ギャラリーコパに戻し いない。行く場所がないな 6か月たって全く進んで

池田町長

する。 の位置、 要と考えることから、 は国外からのお客様に対 観光協会窓口は町外、 分かりやすい場所が重 又は駅周辺を検討 現在 又